

生徒指導提要进行

平成22年12月22日 第10号

北海道教育庁学校教育局

参事(生徒指導・学校安全)
平成22年度生徒指導資料

第5章 教育相談

第3節 教育相談の進め方①(生徒指導提要P98~P112)

1 教育相談の対象、実施者及び場面

教育相談は、学校生活への適応とよりよい人格の向上を目指して、すべての児童生徒を対象に、すべての教員により、あらゆる教育活動を通して、適時、適切に行われるものです。特に、定期面談や呼出し面談等は教育相談の大事な場面です。

2 学級担任・ホームルーム担任が行う教育相談

学級担任・ホームルーム担任として教育相談を行うためには、①問題を解決する、②問題を未然に防ぐ、③心の発達をより促進する、などのスキルが必要です。

(1) 問題を解決する(問題解決的・治療的)教育相談の進め方

児童生徒の問題には、①発見しにくい問題、②なぜそのような問題が生じるのか理解しにくい問題、③原因や背景もある程度は推測できるが解決が困難な問題などがあります。学校教育の場ではこれらいずれの問題も生じ得るので、教育相談の進め方では、次のことが大切です。

①児童生徒の心理的特質と問題行動についての基本的知識をもつ	幼児期、児童期、青年期それぞれの発達の段階における児童生徒の運動能力、知的能力、認知能力、言語能力、社会的能力などを的確に踏まえた児童生徒理解が求められます。
②不適応行動に気付く	児童生徒の問題を少しでも早く発見し、問題が複雑かつ困難になる前に指導したり対応したりするためには教員の観察力が必要です。
③実態を更に明確に把握する	気になる行動や症状の表れの意味するものについて、更に明確に把握するためには大まかなアセスメントが必要です。
④自主的な相談への対応の仕方	自主的な相談は、始めは他愛もない話題であっても、その背後にもっと重要な問題が隠れているかもしれない、という予測の下に傾聴することが大切です。
⑤呼出し面接の進め方	呼出し面接を爽り多いものにするためには、問題が生じていない時の児童生徒との関係を大切にすることが欠かせません。
⑥あらゆる場面での教育相談	休み時間や給食時間など、あらゆる機会を生かします。短いやり取りでも、児童生徒の心に深く響くこともあります。
⑦定期教育相談の進め方	教育相談を年間計画に位置付け、児童生徒全員に定期的実施することが大切です。
⑧守秘義務について	学校における守秘義務は、情報を「校外に洩らさない」という意味にとらえるべきです。

(2) 問題を未然に防ぐ(予防的)教育相談の進め方

問題を未然に防ぐことは容易ではありません。むしろ、問題が生じた時の初期対応をいかに迅速に適切に行うか、問題が一応終息した後のフォローをいかに継続的に行っていくかが重要です。そのため、何事も生じていない時の働きかけとしては、日ごろから児童生徒一人一人に積極的な関心をもち、児童生徒理解を図るよう心がけるとともに、保護者には、学校行事等で来校した際、教員から進んであいさつし、その児童生徒についてのプラスの情報をまず伝えます。

また、児童生徒は問題行動に陥る前に何らかの前兆の行動を示すことが少なくないので、児童生徒の心の危機のサインを見逃すことなく、きちんと受け止めることが大切です。

(3) 教育相談の新たな展開

教育相談でも活用できる新たな手法等について簡単に紹介します。

グループエンカウンター	集団の持つプラスの力を最大限に引き出す方法
ピア・サポート活動	児童生徒同士が互いに支え合う関係を作るためのプログラム
ソーシャルスキルトレーニング	様々な社会的技能をトレーニングにより、育てる方法
アサーショントレーニング	対人場面で自分の伝えたいことをしっかり伝えるためのトレーニング
アンガーマネジメント	自分の中に生じた怒りの対処法を段階的に学ぶ方法
ストレスマネジメント教育	様々なストレスに対する対処法を学ぶ手法
ライフスキルトレーニング	自分の身体や心、命を守り、健康に生きるためのトレーニング
キャリアカウンセリング	職業生活に焦点を当てた、カウンセリング的方法

(4) 教育相談における保護者とのかわり

児童生徒の教育は、家庭の状況と切り離すことはできません。そのため、保護者と教員との間にしっかりとした信頼関係の形成が重要です。保護者と教員がお互いの主張に耳を傾け、児童生徒を置き去りにした論議にならないよう、常に自らに問いかけることが大切です。

※生徒指導提要は、平成22年3月に文部科学省から発行され、各学校に配布されています。